

亀山市告示第52号

亀山市地域活性化支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市地域活性化支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市地域活性化支援事業補助金交付要綱（平成26年亀山市告示第51号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「（以下「計画」という。）」を削り、同条第2項を削る。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。